

労働安全衛生連絡会議運営要領

1 目 的

本運営要領は、労働安全衛生連絡会議設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、労働安全衛生連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

2 構 成

要綱第4条の特定所属については次のとおりとする。

- (1) 安全管理者を設置している所属（環境局、建設局、港湾局）
- (2) 現場業務の多い所属（教育委員会事務局、市民局、健康局、福祉局、こども青少年局、経済戦略局（中央卸売市場））
- (3) その他連絡会議が必要と認める所属

3 開 催

連絡会議の召集は、総務局人事部人事課厚生グループが行う。

4 勤怠

連絡会議に出席するにあたっての勤怠は、市内出張とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。